

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和5年6月20日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和5年度元気輝きポイント制度運用等業務
(2) 物品・委託役務管理番号	18050043
(3) 物品委託役務内容	元気輝きポイント手帳の集計用ツールを作成し、ポイントの集計や口座情報のデータ化を行うとともに、対象者への通知を作成するもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	印刷・看板>電算入出力・印字等処理
イ	法令等による登録等	次のいずれか ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）からプライバシーマークの付与を受けていること。 ・JIPDECから認定を受けた認証機関による情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得していること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	問わないものとする。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和5年6月20日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和5年6月20日～ 令和5年7月10日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和5年6月20日～ 令和5年6月27日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 健康福祉部 地域包括ケア推進課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0984 /ファックス番号 082-426-3117 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和5年6月30日～ 令和5年7月10日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和5年7月6日～ 令和5年7月7日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和5年7月10日 午前11時10分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和5年度元気輝きポイント制度運用等業務仕様書

1 業務名

令和5年度元気輝きポイント制度運用等業務

2 業務目的

東広島市（以下「市」という。）における介護保険被保険者の社会参加への意欲を具体的な活動に結びつけるうえでのきっかけづくりとして、地域のボランティア活動や介護予防等に資する活動の実績に基づく支援を行う制度である元気輝きポイント制度（以下「ポイント制度」という。）を円滑に執行するために必要な業務について委託する。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

4 履行場所

受注者が所管する作業場で発注者に届け出た場所

5 業務の概要

- (1) 令和4年度ポイント制度の活動により市民から提出された手帳について、集計用ツールを作成し、ポイントの確認、集計、集計結果のデータ入力、口座情報のデータ作成等を行う。
- (2) ポイント手帳を提出した市民に対して、集計したポイント数、振込予定金額、振込口座番号を記載した通知を作成し、窓付き封筒に封入・封かんの上、作成データと合わせて市へ納入する。
- (3) 提出された個人のポイント手帳の全ページをPDFデータとする。
- (4) 提出されたポイント手帳を手帳交付番号順に並べ、文書箱等へ入れ、最終の納入日に納入する。
- (5) その他、業務の詳細は令和5年度元気輝きポイント制度運用等業務特記事項によるものとする。

6 予定件数

実績提出のあった手帳9,000冊（手帳発行予定数13,000冊のうち）

- ・令和4年度実績 提出手帳6,476冊（令和3年度手帳発行数11,263冊のうち）

7 成果物の納入

ポイント手帳の集計結果のデータ、ポイント手帳の全ページのPDFデータ、口座情報データ作成等の委託業務で作成したデータ、及びポイント数等の通知は、次に定める期日ごとに業務終了分を納入する。市から提供したデータごとに、納入時期をそろえること。

回数	期日	回数	期日
1	令和5年11月9日（木）	7	令和6年1月11日（木）
2	令和5年11月16日（木）	8	令和6年1月18日（木）
3	令和5年11月22日（水）	9	令和6年2月1日（木）
4	令和5年11月30日（木）	10	令和6年2月15日（木）
5	令和5年12月7日（木）	11	令和6年3月7日（木）
6	令和5年12月21日（木）	12	令和6年3月14日（木）

8 市からの提供物

- (1) データの提供；元気すこやか健診受診状況及び、見守りサポーター登録状況、老人クラブ登録状況を含んだ、令和4年度の手帳交付済の住民CSVデータ（外字ファイルを含む）
 - ① データレイアウト
別紙1のとおり
 - ② ファイル形式
CSVファイル形式
 - ③ 受け渡し方法
発注者から貸与するUSBメモリ（データ暗号化機能付き）または、総合行政ネットワーク（LGWAN）上でのファイル転送サービスなどを受注者が保有している場合、当該サービスを利用したデータ収受も可能とする。
 - ④ データ受け渡し方法
漏洩、滅失、毀損、その他の個人情報の適切な保管および搬送のために必要な措置を講じた運送方法とする。
 - ⑤ 納品物
データファイル
- (2) 市民から提出されたポイント手帳（市民からの手帳提出締切は令和6年3月6日）
- (3) 封筒：通知用窓付き封筒（長3 10,000枚）、返信用封筒（長3 500枚）
不足した場合は追加で提供し、余った場合は返却をもとめる。

9 一般事項

- (1) 業務の遂行について
本業務は、本仕様書に基づき実施するものとし、本仕様書に記載のない事項で業務遂行上必要となる軽微な業務については、発注者の指示に従い、契約金額の範囲内で業務を遂行する。
- (2) 業務実施責任者の配置について
本業務を総合的に管理及び指揮する者（以下「業務実施責任者」という。）を定め、必ず連絡が取れる体制を取っておく。また、セキュリティを確保するために、情報管理責任者を置き、業務実施責任者と情報管理責任者は兼務しないこととする。またそれぞれの名簿を提出する。
- (3) 市のポイント制度の内容についての知識を十分得よう努めなくてはならない。また、本業務に従事する者には、業務実施責任者のもと必要な講習を行い、従事者の技術等の向上に努めるものとする。
- (4) 守秘義務等について
個人情報や機密情報を多く含む行政文書類の取り扱いには十分に注意し、この業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律やその他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
- (5) その他
 - ア 市からの提供物に対して、破損、汚れ等が生じた場合は受注者の責任において復旧すること。
 - イ 業務の遂行にあたっては、関係諸法令、条例、規則および関係通知等を遵守すること。
 - ウ 業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は相互協議のうえ誠意をもって対処すること。

10 事故発生時の対応

作業工程において事故が発生した場合は、速やかに市へ報告し、その指示に従うこと。また、事故原因を究明した上で、再発防止のための方策について市に報告し、同様の事故が発生しないよう努める。

1 1 委託料の支払い

本業務の委託料は、業務完了後の一括払いとする。

1 2 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、市と常に連携を取ることとし、この仕様書の定めのない事項については、市と協議してこれを定めることとする。また、協議を行った際は、協議録を作成し市へ提出する。
- (2) 本業務の実施に当たり、随時市と打合せを行い、円滑に本業務を遂行すること。
また、打合せ事項その他について、後日確認ができるように、確認事項、立会人、内容等の明細を記録した記録簿等を備え、その都度、市に提出する。
- (3) 受注者は、市の指示があれば、作業工程、作業内容及び進捗状況について作業報告書を提出する。
- (4) 受注者は、契約期間満了前に、委託を受けて従事した業務に係るマニュアルを作成し、内容について市の承認を経た上で、そのマニュアルを市にデータで提出する。また、紙ベースでも市及び翌年度の委託を受ける者に各 1 部提出するとともに、翌年度の受注予定者が円滑に業務を行うことができるように引継を行う。なお、当該引継に要する費用は、受注者が負担する。

1 3 問い合わせ先（発注担当課）

東広島市 健康福祉部 地域包括ケア推進課 地域支援係

電 話 (082) 082-420-0984

F A X (082) 082-426-3117

令和5年度元気輝きポイント制度運用等業務特記事項

1. 業務内容

(1) ポイント集計業務

市民から提出されたポイント手帳をチェックし、獲得したポイント数をデータ化の上管理する。

- ① 本市が提供するポイント手帳について、表1の分類でポイント数（シールまたはスタンプ数）を集計する。ポイント数に誤りがないか確認をする。

また、Aぐるマルお助け活動、B介護予防等活動の、それぞれのポイント数毎に日付の重複がないかも確認する（日付の重複は無効。なお、※の活動は重複可能。）。

（集計に疑義がある場合には、必ず地域包括ケア推進課に協議すること。）

表1

A ぐるマルお助け活動 対象年齢：40歳以上		B 介護予防等活動 対象年齢：65歳以上	
ポイント数	活動内容によるポイント数	ポイント数	活動内容によるポイント数
30ポイント	団体登録しているぐるマルお助け活動	10ポイント	地域サロンへの参加
	認知症サポーター養成講座講師		通いの場への参加
	傾聴おはなしボランティア活動		趣味活動及びスポーツ活動への参加
	コミュニティ健康運動パートナーの通いの場に関する活動		いきいき健康づくり施設利用
	見守りサポーター登録（年1回）※		特定健診・基本健診※
	フレイル予防アドバイザーのフレイル予防普及啓発活動		各がん検診 ※
20ポイント	団体登録している地域サロン・通いの場及び趣味・スポーツ活動参加者で、一人での参加がむずかしい高齢者の参加をサポートする活動	30ポイント	老人クラブへの登録 ※
		300ポイント	お元気ポイント※ 令和4年4月～令和5年3月末までに77歳となる方（昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれの方）
10ポイント	見守りサポーター研修参加		
	認知症サポーター養成講座受講		
	コミュニティ健康運動パートナー養成研修受講		
	市主催行事の参加		
	認知症カフェへの参加		
	フレイル予防アドバイザー育成講座受講		

ポイント上限：40～64歳は500ポイント、65歳以上は1,000ポイント。10ポイント＝報奨金100円。

(2) ポイント集計データ入力用ツール作成業務

集計したポイント数を入力するための入力ツール（システム）を作成する。

- ① ツールは、市から提供した令和4年度の手帳交付済の住民CSVデータを取り込み、次のものを入力し、データ化できる仕様とする。

ア (1) ①で集計したポイント数及びAぐるマルお助け活動ポイント、B介護予防等活動ポイン

トそれぞれのポイント合計

イ ポイント手帳 1 ページ事前アンケート、28 ページ事後アンケートの回答内容

ウ ポイント手帳 29 ページの口座情報（振込予定口座）（市で会計処理ができる仕様）

- ② 集計データ入力用ツール（システム）の作成にあたっては、地域包括ケア推進課と協議の上、仕様設計し作成する。
- ③ 作成したデータは、ポイント手帳を提出した市民に対して、集計したポイント数、振込予定金額、振込口座番号を記載した通知を作成する際に使用できるものとする。
- ④ このシステムで作成したデータは、市の所有するポイント管理システムと財務システムに取り込むことができるものとし、市へ納入するものとする。
- ⑤ 作成したツールについて運用中に不具合があった場合は、必要に応じて受注者の責任で改修する。

（3）データ入力

（2）で作成したデータ入力ツールに手帳を提出した個人ごとにデータ入力する。

- ① データ作成方法は、入力専用機を使用してエントリー・ベリファイを行う。

パンチデータは、随時項目ごとに検査・照合を行う。

入力する項目は、次のとおりとする。

- ・ポイント数は（1）①で集計したポイント数及び A ぐるマルお助け活動ポイント、B 介護予防等活動ポイント及びお元気ポイントの、それぞれのポイント合計
- ・支払予定金額
- ・振込予定口座（口座番号、カタカナ口座名義）
- ・ポイント手帳 1 ページ事前アンケート、28 ページ事後アンケートの回答内容

- ② データ入力は、市から受注者へ手帳を渡した期日の早いものから作成する。

（手帳を渡した日から 1 か月を目安とする。）

（4）市民への通知作成

ポイント手帳を提出した市民に対して、集計したポイント数、振込予定金額、振込口座番号を記載した通知を作成する。また、口座情報不備のあった者へ個別に通知作成する。

- ① 通知書のレイアウトを作成する。

通知書は 2 種類で、振込金額等に関する通知と口座情報不備通知とする。納入の前に、通知の内容について発注者から確認を受けるものとする。

- ② 口座情報不備通知については、次の場合作成する。

ア 口座情報の記入に不備がある場合

イ 市で振込ができなかった場合（口座番号誤りなど）

- ③ 口座情報不備通知には、口座振込依頼書及び市の提供する返信用封筒を同封し納入する。

- ④ 送付用窓付き封筒は、市が提供する。

- ⑤ 市の提供した CSV データで宛先を印字したもので通知を作成する。（外字等の確認を行う。）

（5）ポイント手帳のデータ化

提出された個人のポイント手帳の全ページを PDF データ化する。その際、手帳の折り部分（中央部）を裁断してもよい。ただし、手帳を納入する際には、ページ番号の順序が入れ替わる等がないように処置をすること。

（6）ポイント手帳の整理

ポイント手帳は、手帳交付番号順に文書箱等に入れ、箱の内容がわかるよう表示を付け、最終

納入日に市へ納入する。また、箱の内容がわかるリストを作成する。

PUNCH MANUAL

別紙1

- ・各項目はゼロ詰しない
- ・日付項目は前ゼロ埋め(例:7月→07)で入力する。
- ・CSV形式(カンマ区切り、項目囲み文字なし)
- ・文字コードはUTF-8形式とする。
- ・ファイル名は GENKITAISYO.CSV

■ はマッチングキー(必須項目)

■ 必須項目

要項

項目No	CSV NO	最大項目長	項目	内容	数字	英字	カナ	特殊	備考
1	1	12	交付番号		○				手帳とのマッチングで使用
2	2	70	漢字氏名	東広島市 太郎				○	全半角文字
3	3	70	カナ氏名	ヒガシロマンシ タロウ				○	半角文字
4	4	70	通称氏名	広島県 太郎				○	全半角文字 ※登録がある場合に設定。
5	5	70	通称カナ氏名	ヒロシマケン タロウ				○	半角文字 ※登録がある場合に設定。
6	6	8	生年月日	19721128	○				西暦年月日
7	7	1	性別	1	○				1:男、2:女
8	8	8	郵便番号	739-8601	○				半角文字("〒"記号無し。"-"/有り。)
9	9	80	住所日本語	東広島市西条栄町8番29号				○	全半角文字 市+大字
10	10	40	方書日本語	東広島ビル 101号				○	全半角文字 ※登録がある場合に設定。
11	11	8	手帳交付日	20191002	○				半角文字 西暦年月日
12	12	8	手帳再交付日	20191122	○				半角文字 西暦年月日 ※登録がある場合に設定。
13	13	1	特定健診受診有り	1	○				半角文字 ※登録がある場合に設定。
14	14	1	基本健診受診有り	1	○				半角文字 ※登録がある場合に設定。
15	15	1	胃がん検診受診有り	1	○				半角文字 ※登録がある場合に設定。
16	16	1	肺がん検診受診有り	1	○				半角文字 ※登録がある場合に設定。
17	17	1	大腸がん検診受診有り	1	○				半角文字 ※登録がある場合に設定。
18	18	1	子宮がん検診受診有り	1	○				半角文字 ※登録がある場合に設定。
19	19	1	乳がん検診受診有り	1	○				半角文字 ※登録がある場合に設定。
20	20	1	前立腺がん検診受診有り	1	○				半角文字 ※登録がある場合に設定。
21	21	1	特定保健指導参加有り	1	○				半角文字 ※登録がある場合に設定。
22	22	1	見守りサポーター登録	1	○				半角文字 ※登録がある場合に設定。
23	23	1	老人クラブ登録	1	○				半角文字 ※登録がある場合に設定。